

三重県議会議場における開かれた議会の取組に関する考え方（案）

1 目的

県民にわかりやすく、県民が参加しやすく、県民に関心を持ってもらえる、開かれた議会を実現するため、三重県議会議場における取組に関する考え方を定める。

2 考え方

議場における開かれた議会を実現する取組は、広聴広報会議で下記のすべての基準を満たすことを確認したうえで、代表者会議の承認を得るものとする。

記

- (1) 県民が参画しやすい開かれた議会の実現につながる文化振興等に関するもの
- (2) 当該組織の代表等が本県出身や本県に在住しているなど、本県との関りが深い文化振興等に関するもの
- (3) 施設・設備の棄損等の恐れがないことをはじめ、三重県議会議事堂管理要領に抵触しないもの
- (4) 商業利用や、政治・宗教的な意図がないもの
- (5) 議会運営の支障とならないもの